

【 転出時の役場手続きチェックリスト 】(☆手続きに伴って世帯主が変更した場合は『世帯主変更時の役場手続きチェックリスト』もご利用下さい。)

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。(リストはあくまで例示です。人によって変わる場合があります。何かご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい) H30年8月作成

■ 共通の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	転出届 (届け書の記入)	転出される 世帯員の 一人	住民票の異動 (転出証明書発行) ※カード類交付者は下記参照	<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類(免許証・パスポート等) ※健康保険証の場合は、年金手帳等もう一つ必要です。 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類	引越し予定日前14日以内又は引越し後14日以内に転出の手続きが必要です。届出が遅れると 5万円以下の過料 に科せられる場合があります。	住民保険課 (庁舎1階) TEL: 44-2611

■ 該当者の手続き ■

平成28年1月1日から役場での各種申請などの手続き(児童の手当関係、国民健康保険、福祉医療など)には**マイナンバー(個人番号)**が必要です。請求者及び配偶者などのマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードをご持参ください。本人確認のため運転免許証など顔写真付きの公的証明書(顔写真付の公的証明書がない場合は健康保険証、年金手帳など氏名、生年月日、住所がわかるものを2つ以上の書類)等も持参してください。詳しくは各担当までお問い合わせください。

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード・ マイナンバー(個人番号)カード・ 通知カード	住基カード・ マイナンバーカード・ 通知カードを お持ちの方	住民票の異動 (転出証明書発行なし)	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード・マイナンバーカード ※暗証番号の入力が必要です。 カードで転出手続きを行います。(転出証明書はお渡ししません。)	転入先で転入手続きと同時に、カード継続(住所変更)の手続きを行ってください。	住民保険課 (庁舎1階) TEL: 44-2611
<input type="checkbox"/>	電子証明書 (公的個人認証)	電子証明書の 交付を受けて いる方	電子証明書失効	-	住所の変更と同時に、 自動的に失効 します。再度、交付を希望される場合は、新規申請のお手続きが必要です。	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	印鑑登録をしている方	印鑑登録証返却	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	印鑑登録は 自動的に抹消 されます。印鑑登録証を返却若しくは廃棄下さい。新たに印鑑登録をされたい場合は、新住所地にて登録をお手続き下さい。	
<input type="checkbox"/>	生活保護	生活保護を 受けている方	生活保護 連絡	● 担当課にご連絡下さい		
<input type="checkbox"/>	児童の手当関係	児童手当受給者	児童手当の 受給事由の消滅	<input type="checkbox"/> 印鑑		
<input type="checkbox"/>		児童扶養手当 受給者	児童扶養手当 の住所変更	<input type="checkbox"/> 印鑑 (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		
<input type="checkbox"/>		特別児童扶養 手当受給者	特別児童扶養 手当の住所 変更	<input type="checkbox"/> 印鑑 (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		
<input type="checkbox"/>	健康保険	国民健康保険 加入者	国民健康保険の 資格喪失	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー	国民健康保険証をご返却下さい。	
		後期高齢者医療 保険加入者	後期高齢者医療 保険の資格喪失	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー	後期高齢者医療保険証をご返却下さい。	
<input type="checkbox"/>	福祉医療 (子ども・ひとり親・心身障害・重 度心身障害)	福祉医療給付 受給者	福祉医療の喪失届	<input type="checkbox"/> 福祉医療受給資格証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー		

【 転出時の役場手続きチェックリスト 】(☆手続きに伴って世帯主が変更した場合は『世帯主変更時の役場手続きチェックリスト』もご利用下さい。)

※必要となる手続き項目にチェックを入れて、ご利用下さい。(リストはあくまで例示です。人によって変わる場合があります。何かご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせ下さい) H30年6月作成

■ 該当者の手続き ■

確認欄	手続き項目	対象者	手続き内容	手続きに必要なもの/こと	備考	手続き場所 問い合わせ先
□	介護保険	65歳以上の方	介護保険資格喪失届 介護保険被保険者証返却	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(届出人) <input type="checkbox"/> マイナンバー	住所地特例対象施設に入所される場合は、転居時と同様の手続きになります。 (住所地特例適用届が必要)	長寿介護課 (庁舎1階) TEL : 44-2635
		要介護(支援)認定者	介護保険資格喪失届 介護保険受給資格証明書発行 その他手続き	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(届出人) <input type="checkbox"/> 減免等の認定証 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(平成27年8月～) (※ その他手続き等は人によって異なります。詳しくは担当課まで)	住所地特例対象施設に入所される場合は、転居時と同様の手続きになります。 (住所地特例適用届が必要)	
□	障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方	居住地変更	-	新住所地で居住地変更(転入)のお手続きしてください。	新住所地役所
□		身体障害者手帳をお持ちの方	居住地変更	奈良市 又は 県外に転出される場合のみ <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 手帳	奈良県内(奈良市除く)に転出する場合は、川西町では手続き不要。新住所地で居住地変更(転入)のお手続きをして下さい。	健康福祉課 (庁舎1階) TEL:44-2631
□	自立支援医療(精神通院)	受給者	諸手続き	<input type="checkbox"/> 県外…印鑑、受給者証原本 <input type="checkbox"/> 県内…新住所地で住所変更の手続きをしてください。		
□	保育所・認定子ども園	保育所・認定子ども園入所者の居る世帯	保育所・認定子ども園退所の手続き	<input type="checkbox"/> 印鑑		
□	幼稚園・小中学校	幼稚園・小中学校通園・通学の子が居る方	転校の手続き・保護者変更手続き	<input type="checkbox"/> 事前に幼稚園・小中学校に連絡してください。 <input type="checkbox"/> 転出届時に住民保険課で受け取った異動通知 (※ 詳しくは担当課まで)		教育委員会 (※別館 コスモスホール奥) TEL:44-2214
□	妊婦健康診査補助	妊婦の方	妊婦健康診査補助券綴りの返却	<input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査補助券綴り	新住所地で差し替えて貰って下さい。	保健センター (※別館 役場より徒歩2分) TEL:43-1900
□	車・バイク	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(1500cc以下) の所有者	住所変更	<input type="checkbox"/> 印鑑 (※ その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)		税務課 (庁舎1階) TEL : 44-2642
□		軽二輪車 (125cc超250cc以下) の所有者		<input type="checkbox"/> 詳しくは転出先管轄の陸運支局にお問い合わせ下さい。		陸運支局
□		二輪小型自動車 (250cc超)の所有者		<input type="checkbox"/> 詳しくは転出先管轄の陸運支局にお問い合わせ下さい。		陸運支局
□		軽自動車 (軽三輪・軽四輪) の所有者		<input type="checkbox"/> 詳しくは転出先管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせ下さい。		軽自動車検査協会
□	上下水道	水道利用者	水道利用の停止 手続き等	<input type="checkbox"/> 印鑑 (※その他必要な物は人によって異なります。詳しくは担当課まで)	使用中のお手続きがない場合は、 基本料金が引き落とされ続けます ので、ご注意ください。	事業課 (庁舎2階) TEL:43-0331
□	防災無線	防災無線の防貸無与者	防災無線の返却	ご家族全員が転出される場合は、 <input type="checkbox"/> 防災無線 <input type="checkbox"/> 転出届時に住民保険課で受け取った異動通知 (※ 詳しくは担当課まで)		総務課 (庁舎2階) TEL : 44-2211
□	犬の登録	犬の飼い主	犬の登録変更	<input type="checkbox"/> 印鑑		健康福祉課 (庁舎1階) TEL : 44-2631
□	町営住宅	町営住宅入居者	退居手続き	<input type="checkbox"/> 印鑑		事業課 (庁舎2階) TEL:44-2679